

福井県条例第 号

福井県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例（案）

福井県議会議員の政治倫理に関する条例（平成19年福井県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（政治倫理規準）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 国もしくは地方公共団体の公務員または関係団体（国または地方公共団体がそれぞれまたは合計で資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人および地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>以下「法」という。</u>）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員もしくは職員に対し、議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p> <p>（請負等に関する制限）</p> <p>第4条 議員は、<u>法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、次に掲げる企業等（営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体をいう。以下同じ。）が、県および県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人（以下「県等」という。）に対する請負（業として行う工事の完成もしくは作業その他の役務の給付または物件の納入その他の取引で県等が対価の支払いをすべきものをいう。）をする者となることを辞退することを求めるなど、県民に疑念を抱かせることのないよう努めなければならない。</u></p> <p>(1) 議員が役員（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役またはこれらに準ずべき者、支配人および清算人をいう。）をしている企業等</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 議員が顧問料その他の報酬を受領している企業等</p>	<p>（政治倫理規準）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 国もしくは地方公共団体の公務員または関係団体（国または地方公共団体がそれぞれまたは合計で資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人および地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員もしくは職員に対し、議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p> <p>（請負等に関する制限）</p> <p>第4条 議員は、<u>地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、次に掲げる企業等が、県および県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人の発注する工事等の請負および業務委託の契約を辞退することを求めるなど、県民に疑念を抱かせることのないよう努めなければならない。</u></p> <p>(1) 議員、その配偶者または2親等以内の親族が役員をしている企業等</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

請負等に関する制限の見直しに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。